

## 市民の皆様

### 【商品券について】

よくある質問		回答
1	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」とはなんですか。	宇城市が物価高騰による市民の生活への影響を緩和することを目的として、市内事業者の事業持続化を促進することに加え、地域における消費を喚起・下支えるために全市民に交付する商品券です。今回は全市民に「新しい生活様式」を取り入れた二次元コード付きカードによる商品券を交付いたします。
2	商品券の構成・価格を教えてください。	令和6年5月1日に宇城市に住居登録がある宇城市民全員へ交付いたします。購入の必要はありません。金額は5,000円です。
3	交付方法	令和6年6月1日～6月30日の間に「ゆうパック」を利用し、各世帯主様へ世帯人数分をまとめて発送いたします。必ず対面でお受け取りください。
4	カード型商品券は従来の紙のクーポンと何が違いますか？	利用可能店舗で利用できる点はいままでの紙の商品券と同じです。カード型商品券をレジに出すだけで利用することができ、1円単位での利用が可能です。
5	交付に年齢制限はありますか。	年齢制限はございません。令和6年5月1日に宇城市に住居登録がある宇城市民全員へ交付いたします。
6	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」はいつからいつまで使えますか？	令和6年7月1日(月)午前9:00～令和6年9月17日(火)午後11:59まで利用可能です。
7	市外・県外のもでもらえますか。	令和6年5月1日に宇城市に住居登録があれば交付いたします。
8	通学・勤務先が宇城市ですが届きますか。	令和6年5月1日に宇城市に住居登録があれば交付いたします。
9	外国人は対象になりますか。	令和6年5月1日に宇城市に住居登録がある宇城市民全員へ交付いたします。

### 【ご利用方法について】

1	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」にお釣りは出ますか。	お釣りは出ません。「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」は利用期間内に1円単位で残高が0円になるまでご使用いただけます。
2	現金と併せてのお支払いはできますか。	現金と併用しての支払いにつきましては、各利用可能店舗の判断となります。詳細は利用可能店舗にお問い合わせください。
3	セルフレジで使えますか。	セルフレジではご利用になれません。有人レジにてご利用をお願いいたします。
4	使えるエリアはどこですか。	宇城市内の利用可能店舗で利用可能です。宇城市外ではご利用いただけません。
5	どこのお店で使えますか。	宇城市商品券ホームページよりご確認ください。 加盟店一覧リンク: <a href="https://jimukyoku.site/kumamoto/uki-shohinken/#store">https://jimukyoku.site/kumamoto/uki-shohinken/#store</a>
6	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」はどうやって買えますか？	購入する必要はありません。令和6年5月1日に宇城市に住居登録がある宇城市民全員へ交付いたします。各世帯主様へ世帯人数分をまとめて郵送します。
7	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」の残高はどこで確認できますか？	カード裏面の残高確認用の二次元コードを利用者様のスマートフォン付属のカメラで読み込むことにより商品券の残高の確認が可能です。スマートフォンをお持ちでない場合は、下記宇城市商品券事務局までご連絡ください。宇城市商品券事務局コールセンター: 0120-917-131(9:00～17:00/土日祝除く) 受付期間: 令和6年4月22日から9月30日
8	残高が残った商品券はどうなりますか。	残高が残った場合でも、利用期間が過ぎれば使用できません。
9	商品券を盗まれたまたは紛失したので再発行してほしい。	下記宇城市商品券事務局までご連絡ください。宇城市商品券事務局コールセンター: 0120-917-131(9:00～17:00/土日祝除く)へ一度ご連絡ください。併せて警察署へご相談ください。
10	1店舗又は買い物1回当たりの「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」の使用上限額はありますか。	上限はございません。
11	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」で購入した場合、各店のポイントカードにポイントは貯まりますか。	各店舗のサービスについては、お買い物をする際、利用可能店舗にご確認ください。
12	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」で購入した商品の返品は可能ですか。	各店舗の判断になります。ご利用された店舗にご確認ください。
13	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」は他の商品券や割引券との併用は出来ますか。	併用につきましては、各店舗の判断になります。詳細は利用可能店舗にお問い合わせください。

14	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」が使えるお店の目印はありますか。	<p>利用可能店舗は、店頭などに取扱店と明記したポスター・ステッカーが設置されています。</p> <p>ポスター</p> <p>ステッカー</p>
15	店舗への支払金額を間違えてしまった場合はどうなりますか？	お支払い後のキャンセルはできません。ご利用の際は、ご利用いただいた店舗で手続きが可能です。恐れ入りますが、ご連絡ください。
16	個人事業主ですが仕入れ先への支払いに使えますか。	事業上の取引(商品仕入れ等)に係るものには利用できません。
17	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」でビール券は買えますか。	金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入)の購入にはご利用いただけません。
18	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」でたばこは買えますか。	法律等で小売定価以外による販売が禁止されている商品の購入(たばこ等)にはご利用いただけません。
19	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」は何に使うことができますか？	商品券事業利用可能店舗の商品の購入・サービスの利用にご利用いただけます。
20	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」で購入できないものはありますか？	<p>以下のものは利用対象となりません。</p> <p>(1) 法律等で小売定価以外による販売が禁止されている商品の購入(たばこ等)</p> <p>(2) 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)</p> <p>(3) 現金との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>(4) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入)</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い</p> <p>(6) 公序良俗に反するもの</p> <p>(7) その他、加盟店が指定するもの</p> <p>(8) その他、委託者が利用対象として適当と認めないもの</p>
21	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」で水道代や電気代は支払えますか？	出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)に該当する為、支払いに利用はできません。
22	使い終わった商品券はどうしたらいいですか？	商品券には個人情報等は入っておりませんので、破棄して頂いて構いません。

## 【その他】

1	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」はどこが運営しているのですか？	宇城市より委託を受けました株式会社エイチ・アイ・エスが運営する宇城市商品券事務局が運営いたしております。
2	「第3弾宇城市物価高騰対策商品券」について意見を言いたいのですがどうしたらいいですか。	事業に関する意見に関しましては下記宇城市商品券事務局までご連絡ください。 宇城市商品券事務局コールセンター：0120-917-131(9:00~17:00/土日祝除く) 受付期間：令和6年4月22日から9月30日
3	今回登録した個人情報はどのように取り扱われますか。	個人情報の取り扱いは、株式会社エイチ・アイ・エス及び、決済サービス提供会社である株式会社コモニーのプライバシーポリシーに従い厳重に管理します。